

告示

埼玉県告示第五十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇ㇵㇵ	03C136385 03C136454	七十	船舶	令和四年五月十三日 令和四年十月三十一日
一〇〇ㇵㇵ	03G109134 03G109147 03G109152	八	船舶	令和四年五月十三日 令和四年十月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
千葉県銚子市潮見町十五番地				
株式会社銚子マリーナ				
免税証を交付した事務所				
埼玉県自動車税事務所				
亡失年月日				
令和四年十一月一日				